

岡垣町公民館定期利用団体登録認定基準

(目的)

第1条 社会教育法第20条及び22条の規定に基づく公民館の定期利用団体として、学習の機会と場所を有効かつ公平に提供することにより定期利用団体会員の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(認定の基準)

第2条 公民館の定期利用団体として認める場合は、次の各号を具備した団体であること。

- (1) 団体の会員数が原則5名以上であること。
- (2) 会員は、町内在住者を原則とする。但し、町外者は会員中3分の1以下であれば認める。
- (3) 講師の必要な団体は、講師の私塾又は営利の目的とならないこと。
- (4) 団体の代表者、役員が明確であること。
- (5) 団体の代表者及び連絡者は、講師以外で、かつ町内在住者であること。
- (6) 講師の謝礼金は、月額20,000円以内とする。
- (7) 公民館を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までの間とする。
- (8) 定期利用団体が使用することができる1回の利用時間は、3時間以内とする。
- (9) 公民館の管理運営上、建物構造、騒音等を考慮し、他の利用者に支障をきたさないこと。
- (10) その他、教育委員会が適当と認めたもの。

(認定の取消し)

第3条 次の各号に該当すると認められるときは、定期利用団体の認定を取り消すものとする。

- (1) 認定の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 定期利用団体が岡垣町公民館の設置及び管理に関する条例第8条又は第11条に該当するとき、並びに第13条を履行しないとき。岡垣町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条を守らないとき。
- (3) 虚偽の申請があったとき。
- (4) 目的外の使用、また社会教育法23条の規定による行為が判明した場合。
- (5) 施設の定期利用が年間で申請した内容の2分の1に満たなかった場合。

(変更申請)

第4条 定期利用団体として認定後、会員数・代表者又は役員等の変更が生じた場合、又学習活動の内容等に変更のある場合は、変更申請書を変更後14日以内に提出し、認定を得ること。

(使用上の遵守事項)

第5条 定期利用団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会が提出を求める各種書類を提出すること。
- (2) 使用にあたっては、別紙の公民館使用心得を遵守するとともに、その他の事項については、公民館職員の指示に従うこと。

(附則)

この基準の運用は、昭和58年4月1日からとする。

- * 平成5年1月1日から一部改正
- * 平成9年4月1日から一部改正
- * 平成12年7月1日から一部改正
- * 平成16年12月1日から一部改正
- * 平成19年4月1日から一部改正
- * 平成24年12月1日から一部改正
- * 令和7年4月1日から一部改正